

テバ サプライヤー行動規範

テバの全体的な成功には、テバのお取引先(サプライヤー)の皆様のご協力が不可欠です。テバおよびサプライヤー各社は、それぞれの立場で日々、顧客に質の高いヘルスケア製品を提供するというテバの能力に影響が及ぶ意思決定を行っています。

テバはビジネスを倫理的かつあらゆる政府および業界の基準、法規制、テバ社内ポリシーに従って行うために高い基準を設定しており、サプライヤーの皆様にもこれらの基準の遵守と積極的な取り組みをお願いしています。このサプライヤー行動規範はテバとの業務関係を築き、維持するうえで重要な原則と期待事項を定めています。

テバは、文化的な違いや、これらの原則を世界各地で解釈、適用する上で生じる課題を認識しています。当社では、これらの原則は普遍的なものだと考えていますが、法令や価値観、文化的期待事項に従うため、これらの期待事項を満たす手段は国によって異なる場合があることを理解しています。

テバのすべてのサプライヤーは、このサプライヤー行動規範の内容を理解し、これを遵守することが求められます。テバはサプライヤーを選定する際にこのサプライヤー行動規範の原則について考慮し、サプライヤーがこれらの原則を継続的に遵守しているかどうかを監視する権利を有します。テバのサプライヤーは、テバに物品やサービスを提供するうえで協働する第三者に対してもこれと同じまたは実質的に同様の原則を適用する必要があります。このサプライヤー行動規範に一致しない行動や状況に気が付いた場合には、テバは是正措置を追求し、本サプライヤー行動規範を遵守しないサプライヤーとの関係を終了する権利を有します。

何らかの行動の妥当性についての質問など、疑問があればテバの担当者までお問い合わせください。

倫理

サプライヤーは、倫理的な方法で事業活動を行い、誠実に行動するものとします。

1. ビジネスの誠実さおよび公正な競争

腐敗行為、恐喝、横領は禁止されています。サプライヤーは、取引先や政府との関係において、賄賂の授受やその他の違法な誘導・勧誘に関与してはなりません。サプライヤーは公正かつ活発な競争の下で、適用されるすべての独占禁止法に従って業務を実施するものとします。サプライヤーは、正確かつ正直な広告など、公正な商慣行に従うものとします。

テバはサプライヤーがこのサプライヤー行動規範で具体的に定められている基準を満たすことを求めています。

- **利益相反の回避:**利益相反は、個人的・社会的・経済的・政治的な利益を、テバの利益より優先する場合に発生します。サプライヤーは自社の利益とテバの利益が対立している、またはそのように見える状況を避ける責任があります。サプライヤーがテバの仕事を委託しているかどうかにかかわらず、テバへの責務と矛盾する利益相反があってはなりません。

テバの従業員は、通常の業務プロセスの一環として、贈答や接待を受ける場合、それが合法であり、些少な金額で、テバの業務上の意思決定に影響を及ぼしたり、そのような印象を与えたりしない場合に限り、受け取ることができます。テバの従業員は、現金や現金同等物を贈答品として受け取りません。

利益相反が実際に生じた場合や、生じる可能性がある場合は、サプライヤーはテバに直ちに通知するものとします。

- **インサイダー取引および非公開情報の利用禁止:**サプライヤーはテバとの関係のなかで、テバ、その顧客またはその提携会社等についての重要な非公開情報に触れることがあります。このような重要な非公開情報を知った上で、該当する企業の有価証券を売買することは、「インサイダー取引」と見なされます。サプライヤーがこのような重要な非公開情報に基づきテバの有価証券や他社の有価証券を売買することは認められません。また、サプライヤーは個人的利益を得るためにこのような重要な非公開情報を他の誰かに提供(誘引)することもできません。この制約はサプライヤーの場所や拠点、このような重要な非公開情報を受け取る人の場所や居住地にかかわらず、世界中で適用されます。

合理的な投資家が証券を売買するかどうかを決定するうえで重要だと考える可能性の高い情報は、重要な非公開情報と見なされます。

- **独占禁止、不正競争および産業スパイ活動:**独占禁止法と競争法は、企業の競争が、品質・価格・サービスに基づいて行われることをいかに担保するかということに焦点を置いてい

ます。この分野の法律は、国によって(また、一部の国では州ごとに)異なります。これらの法律は、反トラスト法、独占禁止法、制限的取引慣行法、不公正取引禁止法、競争法、価格差別法あるいはカルテル法とも呼ばれます。これらの法律は、一般的に、競合社間の公正な競争を奨励し、場合によっては小規模な競合社の保護を目的としています。また、とりわけ、価格協定、市場分割、顧客分割、集団ボイコットへの参加、競争以外の方法により独占状態を獲得し、維持するための取り組みを禁止しています。

公正取引—サプライヤーは違法または不正な方法で競合他社の情報や競合他社についての情報を取得しようとはなりません。したがって、専有情報を盗むこと、所有者の同意を得ずに取得した営業秘密を保持すること、他社の元従業員や現従業員がこれらを漏洩するよう仕向けることを禁止しています。

- **腐敗行為防止:** サプライヤーは贈収賄や腐敗行為を禁止するものとします。サプライヤー、およびテバの代理として行動するものは、賄賂、キックバック、その他の不適切な支払いを申し出ることも、支払うこともできません。また、ビジネスを勝ち取ること、意思決定に不適切な影響を及ぼすこと、不当なビジネス上の優位性を獲得することを目的とした金銭その他の利益の提供も認められておらず、そのような印象を与えることも認められません。

テバは様々な腐敗行為防止法やガイドラインの対象となっており、そのためサプライヤーにもこれらのグローバル・地域別の指示を遵守することを求めています。

テバのグローバルコンプライアンス(Global Compliance)は、これらのリスクを最小限とし、テバと第三者との関係を強化するために第三者代理人(Third Party Representative: TPR)向けのビジネスパートナープログラムを策定しました。

テバのビジネスパートナープログラムは政府関係者、政治団体、顧客や潜在顧客との関係で、テバを代表する(またはテバの代わりにを務める)ビジネスパートナーへの期待事項を定めています。第三者代理人(TPR)と見なされるサプライヤーは、テバグローバルコンプライアンス(Global Compliance)によるコンプライアンスデューデリジェンスの審査の対象となります。このプログラムについて詳しくは、ThirdPartyProgramGlobal@tevapharm.comまたはThirdPartyProgramEU@tevapharm.comまでEメールにてお問い合わせください。

- **貿易管理:** サプライヤーは、製品、物品、サービスおよび技術データの輸出入・再輸出・転用を規制する適用法の継続的な遵守に取り組むものとします。これには、輸入および関税法、輸出管理、経済制裁、取引禁止対象者リスト、反ボイコット法および製品の転用に関する規制が含まれます。
- **第三者の専有情報の保護:** 自社の専有情報と営業秘密を重視し、保護するのと同様に、テバはサプライヤーが第三者の知的財産権を尊重することを求めています。テバとサプライヤ

一との関わりのなかで、サプライヤーが第三者から極秘の機微情報や専有情報を取得する可能性があります。サプライヤーはこのような情報の機密性を尊重し保護します。

- **有効な業務管理の設計と維持、的確な報告:** サプライヤーは、規制当局、株主、顧客、医療関係者、メディア関係者、証券アナリスト、ブローカーおよび一般の人々に対し、正確、十分、公正で信頼できる情報を適時に提供するよう努めます。サプライヤーの財務報告に係る内部統制体制は、社外利用のための財務諸表が一般会計原則(GAAP)に従って作成されており、サプライヤーの財務状況を適正に表示していることについて合理的な保証を提供することを目的とします。サプライヤーはその業務および財務状況について完全かつ正確な情報開示を行うものとします。

記録は重要な点すべてにおいて、正確かつ完全でなければなりません。サプライヤーの記録は判読可能で、透明で、実際の取引と支払いを反映するものでなければなりません。

- **データインテグリティ:** サプライヤーは、サプライヤーがテバに提供するすべての記録文書(完成した医薬品の研究、開発、製造や供給に関連して提供された文書を含むが、これに限られない)が重要な点すべてにおいて正確かつ完全であることを確認するものとします。また、このような記録文書は適用される法規制を遵守するものとします。

2. 懸念の特定

サプライヤーの従業員およびサービス提供者は報復、脅迫、ハラスメント(嫌がらせ)を恐れることなく、職場での懸念や違法行為を報告するよう奨励されなければなりません。

テバの従業員またはテバの代わりを務める人物や組織が違法行為やその他不正な行為に携わったと考えるサプライヤーはテバのビジネス・インテグリティ・オフィスにこの旨を速やかに報告するものとします。

テバのビジネス・インテグリティ・オフィス(Office of Business Integrity: OBI)はテバ・インテグリティ・ホットラインに報告されたものを含め、不正行為の報告の評価と調査を実施します。複数の手段を利用して、報復の恐れなく内密に懸念事項を通報することができます。OBIに直接(www.tevahotline.ethicspoint.com) 報告することも、Eメールで Office.BusinessIntegrity@tevapharm.com に報告することもできます。

3. 動物愛護

サプライヤーは動物の福祉に配慮して、試験動物を人道的に扱うものとします。

動物実験は、動物に基づかない実験方法を検討した後にのみ行い、使用する動物の数を減らす、または実験で動物に及ぶ苦痛を最小限に抑えるため手順を改善します。実験やプロセスでの動物の使用は、代替法の有無を十分に検討したうえで、却下された場合にのみ行います。代替法は、科学的に有効であり、規制機関に許容される場合に使用します。実験に動物を使用しなければならない場合は、これらの動物を人道的に取り扱い、動物が被る苦痛やストレスを最小限に抑えるようにします。

委託試験室や提携試験室は、国際実験動物ケア評価認証協会 (Association for Assessment and Accreditation of Laboratory Animal Care International: AAALAC) から認定を受けている必要があります。

4. 偽造防止

テバ製品の偽造、不正転用・流通、および盗難の危険からサプライチェーンを守るため継続的に連携して取り組む中、サプライヤーには、偽造品、不正流通された製品、盗難品を提供された場合、またはその他のかたちでこうした製品に気づいた場合、直ちにテバに通知することが求められます。

労働

サプライヤーは倫理的な労働慣行と手順をグローバルに推進し、維持するものとします。この件におけるサプライヤーの責任には、人権についての意識を高め、理解を深めること、および雇用ならびに労働に関する法と慣行を遵守することが含まれます。これらの原則を戦略、ポリシー、手順に組み込み、これらの原則を具体化することによって、サプライヤーは従業員その他に対する基本的な責任を守ります。

サプライヤーは国際的に認識されている人権の保護を支援・尊重し、人権侵害に加担しないことを保証するものとします。また、結社の自由と団体交渉の権利の実質的な認識、あらゆる形態の強制労働の排除、児童労働の実質的な廃絶を支持するものとします。

1. 制限を受けない雇用

サプライヤーは、強制労働、奴隷労働、契約労働、囚人労働、人身売買を使用しないものとします。

2. 未成年労働者

18歳未満の若年労働者は、危険でない作業に就く場合、および若年労働者が国の雇用法的年齢または義務教育の修了年齢に達している場合にのみ雇用できます。生年月日の確認を含め、正確かつ完全な従業員記録を残します。

3. 職場のハラスメント、差別、虐待の禁止

サプライヤーは、ハラスメント、差別、懲罰的および／または非人道的な扱いのない職場を提供するものとします。

ハラスメントとは、不快、敵対的、威圧的な職場環境を生むようなあらゆる言動です。差別とは何らかの偏見に基づいた、採用、解雇、降格、昇進など職場における行動で、従業員の不公平な取り扱いをもたらすものです。人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、民族、身体障害、宗教、

政党、労働組合員であること、婚姻状況などの理由によるハラスメントや差別は、容赦、容認することはできません。

懲罰的および／または非人道的な扱いにはセクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)、性的虐待、体罰、精神的・肉体的強制、言葉による虐待、このような扱いをするという脅しが含まれますがこれに限られません。

他人に対する暴力行為、脅迫、誰かの財産の意図的な損壊、他人に危険を感じさせる言動など、あらゆる種類の職場内暴力は禁止されており、一切容認されません。

4. 賃金、手当、就業時間数

サプライヤーは、雇用国の習慣に基づき、最低賃金、時間外勤務、および定められた手当など、賃金に関して適用される法律に応じて労働者への支払いを行うものとします。

サプライヤーは、時宜を得て、明確な方法で労働者への給与基準について労働者と話し合うものとします。サプライヤーはまた、時間外労働が必要かどうか、および時間外労働での賃金について労働者と話し合うことが求められます。

5. プライバシーおよび個人情報の保護

通常の業務活動中に、サプライヤーは、従業員、患者、顧客、その他取引のある個人や法人を含む様々な人に関する個人情報を収集する可能性があります。サプライヤーは法的に許可されており、業務やテバとサプライヤーとの契約の実行、ならびにこのような情報の保護のために考案された措置の実施に合法的に必要な個人情報のみを収集、保管するものとします。

安全と衛生

サプライヤーはその従業員および一般人の安全と衛生を適切に考慮したうえで活動を実施するものとします。サプライヤーは安全な労働環境を提供し、世界的に確実な安全文化を浸透・定着させるために、継続的に取り組むものとします。サプライヤーの目標は、世界的な安全基準の厳格な遵守によって、職場のあらゆる事故を防止することです。各サプライヤーが安全で健全な職場環境(サプライヤーが提供する住居を含む)を保つ責任を負います。

1. 労働者の保護

サプライヤーは、職場、および住居や車両など会社が提供するその他の施設において、化学的、生物学的、物理的の危害への暴露、ならびに非合理的に肉体的に厳しい作業から労働者を保護するものとします。サプライヤーは危険物質を扱う従業員が適切な個人用保護具を着用し、安全ガイドラインおよび指示に従って作業を実行するよう、安全作業の徹底を図るものとします。

2. プロセスの安全性

サプライヤーは、必要に応じて、壊滅的な化学物質排出や生物学的放出を防止し、これに対処するためのプログラムを設置するものとします。プログラムは施設のリスクに応じたものであり、最低でも地域の法令に準ずるものとします。

3. 緊急事態への準備および対応

サプライヤーは、職場(社宅を含む)に影響を与える緊急時の状況を特定、評価し、効果的な緊急対策および対応手順を採用、維持することで、悪影響が発生する可能性を最小限に抑えるものとします。たとえば、サプライヤーの経営管理者は、地域別の火災・安全規制に基づいて、安全意識向上のためのトレーニング、防護演習、その他のタイプの安全トレーニングを実施する責任を負います。

4. 危険情報

サプライヤーは、教育、訓練等により労働者への危険有害性の周知を図り、労働者等を危険から保護するために、医薬品や医薬中間体など、職場の危険物に関する安全性情報を利用できるようにするものとします。

環境

サプライヤーは、環境上責任のある方法で事業を行い、環境への悪影響を最小限にする努力をするものとします。サプライヤーは、天然資源を浪費せず、可能な限り危険物を使用しないようにし、また、再利用やリサイクル活動を推進することが推奨されます。

1. 環境上の許可

サプライヤーは環境に関して適用されるあらゆる法規制を遵守するものとします。必要な環境に関する許認可、情報登録、制約はすべてサプライヤーが取得し、委託契約期間中、有効でなければならず、運営および報告要件に従うものとします。

2. 廃棄物および排気ガス

サプライヤーは、廃棄物、大気放出、および廃水排出の安全な処理、移動、保管、リサイクル、再利用、管理を徹底するためのシステムを整備するものとします。人間の健康や環境衛生に悪影響を与える可能性のある廃棄物、廃水、排気ガスは、放出する前に適切に管理、統制、処理するものとします。

3. 流出および放出

サプライヤーは、正式に許可されていない、環境への流出および放出をすべて防ぎ、これに素早く対応するシステムを整えるものとします。

4. 規制物質

サプライヤーは、材料・パーツの物質組成への要求、リサイクルや処分のための表示など特定物質の禁止または制限への対応を含む、規制物質に関して適用されるすべての法規制、および顧客要件に準拠します。

5. 紛争鉱物

サプライヤーは、テバに提供されるすべてのパーツおよび製品には、コンゴ民主共和国(DRC)、またはDRCもしくは隣接国の武装グループに対して直接・間接的に融資や利益をもたらしてきた隣接国から供給される「紛争鉱物」、すなわちコロンバイトタングライト(コルタン)、スズ石、鉄マンガン重石(もしくはその派生タンタル、スズ、タングステン)、または金が絶対に含まれないようにします。サプライヤーは、これらの目的を達成するために考案されたシステムを整えるものとします。

マネジメントシステム

サプライヤーは、継続的な改善を推進するために品質管理システム(QMS)を確立し、またこのサプライヤー行動規範で説明されているすべての原則を常に遵守することを徹底するものとします。

1. コミットメントとアカウントビリティ

サプライヤーはこのサプライヤー行動規範を確実に遵守するために、適切な金銭的、技術的、人材リソースを割り当てるものとします。

2. 法的要件および顧客要件

サプライヤーは適用される法規制、ルール、条例、許可、認可、承認、命令、基準および関連する顧客要件を特定、遵守し、発見した問題に適時かつ責任あるかたちで対処するものとします。

3. リスク管理

サプライヤーは、このサプライヤー行動規範に示すあらゆる分野のリスクを判断および管理するための仕組みを整えるものとします。サプライヤーは、適切な財源を持ち、事業の継続性を確保して、支払能力を維持するものとします。

4. 記録文書

サプライヤーは、このサプライヤー行動規範に定める原則に準拠していること、ならびに適用される法規制、ルール、条例、許可、認可、承認、命令、基準、および関連するテバの要件を遵守していることを実証するために必要な文書を維持するものとします。

5. トレーニングおよびコンピテンシー

サプライヤーは、これらの期待に対処し、要求されたサービスを遂行するために、経営陣および従業員が適切なレベルの知識、スキル、能力を身につけられるよう効果的なトレーニングプログラムを確立するものとします。トレーニングが実施されたという証拠として全従業員のトレーニングの記録を取る必要があります。

6. コミュニケーション

サプライヤーは、グローバル購買部門などの適切なテバのビジネス部署とオープンかつ直接的なコミュニケーションを維持するものとします。